

2020(令和2)年5月23日

保護者の皆様

ナースリー保育園  
園長 役 美和

### 6月1日以降の保育等についてのお知らせ

- 1 6月1日以降の保育等について、墨田区から方向性が示されました。以下①②になります。同様なお知らせは墨田区のホームページにも記載されています。ナースリー保育園は公立保育園と同様の対応をいたします。ご理解ご了承をお願いいたします。
  - ① 国の東京都に対する「緊急事態宣言」が5月31日までに解除された場合には、墨田区の公立保育園は、令和2年6月1日(月)から6月30日(火)まで「登園自粛要請期間」に移行いたします。園児の感染を防止するため、可能な場合には、当園を自粛していただき、家庭での保育にご協力ください。登園予定日を6日以上、ご家庭での保育に協力していただける場合は、6月分の保育料を日割りで減額いたします。
  - ② 国の東京都に対する「緊急事態宣言」が5月31日までに解除されなかった場合には、墨田区の公立保育園は、令和2年6月1日(月)からも原則休園を続けます。保護者の皆様には、ご理解とご了承をお願いいたします。
- 2 今後の保育の体制を整えるため、①になった場合と②になった場合の保育の希望について、ご記入くださり、5月26日までにFAXかお電話でお知らせくださるか、差し支えなければ、ナースリー保育園の事務棟にお届けくださるか、事務棟建物の左にある郵便受けにお出しくださるようお願いいたします。
- 3 保育において、感染しない、させない、を最大限努力してまいりますが、感染拡大を防止できる有効なワクチンの摂取等が行えるようになるまでは、一人でも感染者がでますと、翌日から、休園をせざるを得ないのが現状です。ステイホームがこうも長く続きますと、保護者の方々も子どもたちも大変ではないかと、案じています。子どもたちの健やかな成長を保証していきたいところですが、どうぞ、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

添付書類

「新型コロナウイルス感染症」に対する保育料の減額等の対応について」

「認可保育施設の休園及び登園自粛に伴う「保育料(利用料)減免申請書」6月分」

※墨田区への提出期限は7月10日(金)

「2020年6月の保育の必要申出書」

ナースリー保育園

電話番号 03-3613-3470 FAX 03-3613-1105

## 2020年6月の保育必要申出書

以下には兄弟のいる方のみ2名の氏名をご記入ください

児童名                                  クラス                                  児童名                                  クラス

①となった場合

		保育必要時間
1日	(月)	～
2日	(火)	～
3日	(水)	～
4日	(木)	～
5日	(金)	～
6日	(土)	～
7日	(日)	
8日	(月)	～
9日	(火)	～
10日	(水)	～
11日	(木)	～
12日	(金)	～
13日	(土)	～
14日	(日)	
15日	(月)	～
16日	(火)	～
17日	(水)	～
18日	(木)	～
19日	(金)	～
20日	(土)	～
21日	(日)	
22日	(月)	～
23日	(火)	～
24日	(水)	～
25日	(木)	～
26日	(金)	～
27日	(土)	～
28日	(日)	
29日	(月)	～
30日	(火)	～
保育が必要な理由		

②となった場合

		保育必要時間
1日	(月)	～
2日	(火)	～
3日	(水)	～
4日	(木)	～
5日	(金)	～
6日	(土)	～
7日	(日)	
8日	(月)	～
9日	(火)	～
10日	(水)	～
11日	(木)	～
12日	(金)	～
13日	(土)	～
14日	(日)	
15日	(月)	～
16日	(火)	～
17日	(水)	～
18日	(木)	～
19日	(金)	～
20日	(土)	～
21日	(日)	
22日	(月)	～
23日	(火)	～
24日	(水)	～
25日	(木)	～
26日	(金)	～
27日	(土)	～
28日	(日)	
29日	(月)	～
30日	(火)	～
保育が必要な理由		